



## 【誓約事項（□にチェック）】

- 購入したヘルメットを使用する者は、相模原市内に住所を有しています。
- 市が住民基本台帳情報を利用し、使用者及び申請者の本人確認を行うことに同意します。
- ヘルメットは令和6年4月1日以降に購入した新品であり、使用者本人が着用します。
- 購入したヘルメットは譲渡・転売・返品しません。
- 過去に同一のヘルメット購入費に対して、相模原市及び他自治体から補助を受けていません。
- 使用者及び申請者の全員、相模原市暴力団排除条例に基づく暴力団員ではありません。

## 【自転車利用ハンドブックでの確認事項（確認したら□にチェック）】

- 自転車は車道が原則、左側通行。歩道は例外で歩道を通行する場合は、歩行者優先。
- 交差点では信号や標識を守り、安全確認をする。
- 自転車に乗る時は自転車用ヘルメットを着用する。
- 夜間に運転する際は、ライトを点灯する。
- 飲酒運転、傘さし運転、ながらスマホ運転、イヤホン使用運転（大音量等により運転に必要な音が聞こえない場合）、並走走行などは禁止。
- 自転車損害賠償責任保険等に加入する。

## 【添付書類（4点）】

### ①領収書又はレシート等の写し

※ 領収日及び購入した店舗名、購入者名が記載され、ヘルメットを購入したことが分かるものに限ります。

### ②ヘルメットを使用する方の本人確認書類の写し（1点）

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード※、パスポート、  
国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険の被保険者証、  
介護保険被保険者証 など

※ マイナンバーカードは、顔写真の面のみをコピーしてください。

### ③振込先口座の情報が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード等の写し）

### ④安全基準の認証を受けていることが分かるもの

（ヘルメットに貼られた認証マークの写真、認証マークが印刷された保証書等の写し）